

収入
印紙

機械製造契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という）とは次のとおり契約を締結する。

（契約の対象）

第1条 甲は、乙に〇〇〇〇〇〇の機械（以下「本物件」という）の製作を注文し、その納入を受けることとする。

（仕様等の指定）

第2条 乙は、甲の設計または甲が個々の品種について指示する質、形状、サイズ、その他の規格仕様に従い本物件を製作して甲に納入する。

（材料支給）

第3条 甲は、本物件の製作に必要な材料で乙が希望する種類のもは乙に有償で支給する。この場合、乙は支給材料を本物件製作のためにのみ使用するものとする。

（機密保持）

第4条 乙は、本物件を製作するに当たり、甲の所有する工業所有権、技術上及び業務上の機密を尊重し、これを侵害又は漏洩する等甲の権利を害し、またはその恐れのある行為をしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

（納入）

第5条 乙は、製作した本物件を、甲の注文書に基づき平成〇年〇月〇日以降、平成〇年〇月〇日までに逐次甲へ納入する。

（検査）

第6条 甲は、本物件が納入されたときは相当期間内に、数量、仕様、品質等の検査を行ったうえ、その結果を乙に通知する。

2 甲の検査に合格した本物件については受け渡しを完了したのものとして、その所有権は甲に移転する。

コメント [a1]: 契約金額の記載が無く、納入期間が3ヶ月を超えるもので、かつ、機械の発注が2回以上に及ぶものには、4,000円の収入印紙が必要になります。

コメント [a2]: 契約の目的物を特定します

コメント [a3]: 契約書に仕様書のコピーを添付して割印をしておくといいでしょう。

コメント [a4]: 引渡しの時期を定めます。

コメント [a5]: 所有権移転の時期を定めます。

- 3 乙は、甲から数量の過不足又は不合格品がある旨の通知を受けたときは、直ちに、過納品、不合格品を引き取り又は不足数量を納入しなければならない。

(品質保証)

第7条 乙は、本物件の引渡し之时から1年間は指定品に隠れた瑕疵があることが発見されたときは、甲の請求により、直ちに代替品と交換し又は代金を減額するものとする。

コメント [a6]: 瑕疵担保責任の期間及び責任を定める。

(支払)

第8条 甲は、検査に合格した本物件の代金を1か月分ごとに取りまとめて、翌月末日までに乙の銀行口座へ振込む方法により支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

(相殺)

第9条 甲は、乙に対し材料を有償支給した場合、その材料代債権と、乙の製作納品代債権とを対当額において相殺し、相殺残額を前条により支払う。

(支払の保留)

第10条 甲は、乙の納入遅延、品質不良、その他乙の責めに帰すべき事由により損害を蒙る恐れがあると認めるときは、その予想される損害額の限度において、乙に対する本物件の代金の支払を全額又は一部保留することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲の注文に係る本物件を完全に納入することができなかつたとき、その他この契約の条項に違背して、甲に損害を蒙らせたときは、直ちに甲の損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次に掲げる場合には、いつでも本契約を解除することができる。
(1) 乙の契約違反によって契約の目的を達することができないとき。
(2) 乙の責に帰する事由により納期又は期限後相当の期限内に納入する見込のないことが明らかに認められるとき。

(紛争)

第13条 甲及び乙は、この契約又はこの契約の履行に関して、甲乙間に紛争を生じたときは、〇〇地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意する。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇 印

(乙) 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇 印

コメント [a7]: 契約書作成の日付を明言します。

コメント [a8]: 氏名と共に契約の当事者を特定するための情報です。

コメント [a9]: 会社を代表する権限のあるものである必要があります。押印は実印が望ましいですが、認印でも契約の成否に関係ありません。